

MRトラベル株式会社

旅行条件書(国内募集型企画旅行)

お申込頂く前に必ずお読み下さい。

1 国内募集型旅行契約

この旅行は、MRトラベル株式会社(宮崎市大字芳土 985-1 フラワーマンション壱番館 103・宮崎県知事登録第2-112号)以下「当社」が企画し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社との募集型企画旅行契約を締結することになります。旅行の内容、条件は各コース事に掲載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行業約款募集型旅行契約(以下当社約款といえます)の部に順じます。

2 旅行のお申込み

お申込書に所定の事項を記入し、お申込金を添えていただきます。お申込金は「旅行代金」又は「取消料」又は「違約金」の一部として取扱います。

当社は電話、郵便、FAX、eメール、その他の手段(以下「電話等」という)による旅行契約の予約のお申込を受け付けます。この場合は、お客様は当社が予約の承諾の旨を通知した後、当該通知に記載されている期日までに旅行申込書と申込金を提出して頂きます。

お申込金お1人

旅行代金の額	申し込み時のお申込金の額
3万円未満	6,000円
6万円未満	12,000円
10万円未満	20,000円
15万円未満	30,000円
15万円以上	旅行代金の20%

3. お申込条件

20歳未満の方が単独でご参加の場合、保護者の同意書が必要です。当社募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とするお客様は契約のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲でこれに応じます。

当社の業務上都合がある時には、お申込をお断りする場合があります。

4. 旅行契約の成立時期

旅行契約は、当社が契約を承諾し、お申込金を受領したときに成立したものとします。

当社はお客様との主催旅行契約後速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件書および当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」という)を交付します。

当社がお客様と募集型企画旅行契約により、旅程を管理する業務を負う旅行サービスの範囲は、本項の契約書面に記載する所によります。

5. 旅行代金の支払

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前までにお支払頂きます。尚、20日前から2日前にお申込された場合は申込時に全額お支払下さい。

6. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送期間の運賃、料金(注釈のない限りエコノミークラス)宿泊費、食事代及び消費税等諸税。

上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しは致しません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません)

7. 旅行代金に含まれないもの

超過手荷物料金(規定の容量・重量・個数を越える分について)

コースに含まれない交通費・飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電報・電話料等の個人的性質の諸費用、それに伴う税(消費税等諸税)・サービス料

8. 旅行内容の変更

当社は募集型企画旅行契約締結後であっても、天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑実施が不可能となり、不可能となる恐れが極めて大きい場合は当社旅行の実施を取止めるか、又はお客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更する場合があります。但し緊急の場合においてやむを

得ないときは、変更後に理由を説明します。

9. 旅行代金の変更

利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて増額または減額されるときは旅行代金を変更します。但し、旅行代金を増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前までにお客様に通知致します。

第8項により旅行内容が変更され、旅行実施による費用が増加または減額した場合は、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更する事があります。

10. お客様の交替

お客様は旅行開始日の21日前までは、あらかじめ当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じます。尚、当社はおお客様の交替をお断りする事があります。

11. お客様による契約の解除

旅行開始前

(ア) お客様は、第12項に定める取消料を当社に支払っていつでも募集型企画旅行契約解除する事ができます。

(イ) お客様は、次ぎの各号に該当する場合は取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除する事ができます。

(A) 契約内容の重要な変更があった場合

(B) 旅行代金が増額されたとき

(C) 天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。

旅行開始後

お客様は旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能となった旅行サービス提供にかかる部分の契約を解除する事ができます。個場合当社は旅行代金の内当該旅行サービスの提供にかかる部分をお客様に払戻します。

12. 取消料

旅行契約成立後、下記の取消料を支払い旅行契約を解除できます。

	取消日	取消料
旅行開始の前日から さかのぼって起算	21日目に当る日以前	無料
	20日目に当る日以降	旅行代金の20%
	7日目に当る日以降	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除		旅行代金の40%
旅行開始日の当日の解除		旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加		旅行代金の100%

13. 当社による旅行契約の解除

旅行開始前

(ア) 当社は次にあげる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除する事があります。

(A) 当社があらかじめ明示した性別、年齢、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明した時。

(B) お客様の病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められる時

(C) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められる時。

(D) お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかった時。

(E) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しない時。あるいはその恐れが極めて大きい時。

(F) 天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。

(イ) お客様が契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払われない時は、当社は主催旅行契約を解除する事があります。

(ウ) お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかった時[上記(ア)-(D)]は、旅行開始日の14日前までに旅行を中止する旨をお客様に通知いたします。

旅行開始後

- (ア) 当社は次にあげられる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除する事があります。
 - (A) お客様の病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められる時
 - (B) お客様が、安全かつ円滑に実施する添乗員の指示に従わない等団体行動の規律を乱し、当該旅行の円滑な実施を妨げる時
 - (C) 天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
- (イ) 本項(ア)により旅行契約の解除が行われた時であっても、お客様が既に提供を受けたサービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金の内、お客様がこれまでその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払またはこれから支払うべき取消料・違約料その他の費用を差引いた額をお客様に払戻します。
- (ウ) 本項(ア) - (A)・(C)により当社が旅行契約を解除した時は、お客様のお求めに応じてお客様ご負担で出発地に戻る為の必要な手配を致します。

14. 旅行代金の払戻し

当社はお客様に対し払戻すべき金額が生じた時は、次ぎのとおり払戻しします。

- (ア) 旅行開始前の募集型企画旅行契約解除による払戻しは、解除の翌日から起算して7日以内に払戻しします。
- (イ) 旅行開始後の募集型企画旅行契約解除及び旅行代金減額分の払戻しは、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

15. 旅程管理

当社はお客様の安全かつ円滑な旅行実施を確保する事に努力します。お客様が旅行中旅行サービスを受けることができない恐れがあると認められる時は、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な処置を講ずること。前 の処置をしたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ない時は、代替サービスを行なうこと。この際、旅行日程を変更する時は、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、又、旅行サービス内容を変更する時は、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最少限にとどめるよう努力する。添乗員付と表示のないコースは添乗員は同行しません。必要なクーポン券をお渡します。ご旅行の手続きはお客様ご自身に行ってください。添乗員が同行する旨を表示したコースについては添乗員が行程を円滑に実施するために必要な業務を行います。現地添乗員が同行しない区間及び現地添乗員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

16. 当社の責任及び免責事項

当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償します。但し、損害は発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。お客様が次ぎの例示するような事由により損害を被られた時は上記の責任を負うものではありません。

- 1) 天災地変、気候条件、暴動、これらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
- 2) 運送、宿泊機関の事故若しくは火災、またこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
- 3) 官公署の命令、または伝染病による隔離。
- 4) 自由行動中の事故
- 5) 食中毒
- 6) 盗難
- 7) 運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞时间在時間の短縮。

手荷物について生じた本項 の損害に付いては損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合限り、1人15万円を限度として賠償致します。

17. 特別補償

当社は、第16項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約特別補償で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払します。当社が本項 に基づく補償金支払義務と第16項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の程度において、補償金支払義務とも履行されたものと致します。当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する主催旅行については、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取扱います。

18. 旅程補償

当社は別表1左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じ、かつその上でお客様が当該旅行に参加していただく場合は、旅行代金(旅行代金の範囲は第6項及び大7項に準じます。)に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了の翌日から起算して30日以内にお支払致します。(又はお客様のご了承の上、同額の品物あるいはサービスの提供になる場合があります。)但し、当該変更について当社第16項 - の規定に基づく責任が明らかな場合にはこの限りではなく、損害の責に準じます。

別表1

変更補償金の支払 が必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他旅行の目的地の変更	1.0	2.0
契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の合計額が契約書面に記載した等級及び設備を下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
契約書面に記載した運送機関の種類、又は会社名等の変更	1.0	2.0
契約書面に記載した宿泊機関の種類又は会社目の変更	1.0	2.0
契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0	2.0
前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

当社は次にあげる事由による変更については、変更補償金をお支払致しません。

- (A) 天災地変、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、遅延等当初の運行計画によらない運送サービス、旅行参加者の生命又は身体の安全確保の為必要な処置としての変更。
- (B) 第11項の規定により、募集型企画旅行が解除された時の当該解除された部分に係る変更。

当社がお支払する変更補償金の額は、お客様1名に対し旅行代金の15%を乗じた額をもって限度とします。又は、変更保証金をお支払いしません。

当社が本項 の規定に基づく変更補償金をお支払した後、当該変更について当社第16項 - の規定に基づく責任が発生したことが明らかになった場合には、当社は既にお支払した変更補償金の差し引いた額の損害賠償金をお支払します。

19. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害賠償を申し受けず。

20. 旅行条件・旅行代金基準

この旅行条件は2005年10月1日を基準としています。又旅行代金は2004年4月1日現在の有効運賃・規則を基準として算出しています。

